

# 福岡県公報

令和7年8月1日  
第617号

## 目次

### 告示 (第480号 - 第484号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2

### 公告

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 2
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 3
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) ..... 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 7
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (開発・盛土指導課) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 11
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 12
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) ..... 12

### 公安委員会

- 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定 (警察本部会計課) ..... 12
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 12
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会)

- の開催 (警察本部生活保安課) ..... 13
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 13
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 14
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続 (警察本部運転免許管理課) ..... 15
- 運転免許取得者等検査の認定 (警察本部運転免許試験課) ..... 15

## 告示

### 福岡県告示第480号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女春香線	前	八女市星野村9302番先から 八女市星野村9931番3先まで	6.5 ～ 21.1	140.0
			後	八女市星野村9302番先から 八女市星野村9931番3先まで	6.5 ～ 39.0	140.0

### 福岡県告示第481号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) の令和7管理年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。) における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ (小型魚)	21.1トン	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理 区分	21.1トン
くろまぐろ (大型魚)	50.5トン	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理 区分	50.5トン

**福岡県告示第482号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	国 道	322号	前	田川市大字夏吉194番143先から 田川市大字夏吉241番4先まで	13.5 ～ 23.7	283.0
			後	田川市大字夏吉194番143先から 田川市大字夏吉241番4先まで	13.5 ～ 23.7	283.0
			後	田川市大字夏吉194番143先から 田川市大字夏吉241番4先まで	9.5 ～ 30.7	307.0

**福岡県告示第483号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	322号	田川市大字夏吉194番143先から 田川市大字夏吉246番1先まで

**福岡県告示第484号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	英彦山 香 春 線	田川郡添田町大字津野3433番1先から 田川郡添田町大字津野3325番1先まで

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市上西鯉坂468番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市福童501番 1

江上 良寛

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

教職員用パソコン賃貸借契約

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

## (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和7年8月19日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称  
教職員用パソコン賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
令和8年1月1日から令和10年11月30日まで
- (4) 履行場所  
入札仕様書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一

般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年9月10日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

#### (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和7年8月25日（月曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX） 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

#### (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX） 092-641-2934

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年8月18日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

#### (1) 提出場所

5の部局とする。

#### (2) 提出期限

令和7年9月10日（水曜日）午前10時00分

#### (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着)で行う。

#### 10 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁4階 教育委員会会議室

##### (2) 日時

令和7年9月10日(水曜日)午前10時30分

#### 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ

ジ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Leasing and maintenance of computer systems for use in public school staff in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit of Tender :  
10 : 00 A. M. on September 10, 2025
- (3) Contact Point for the Notice :  
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan  
TEL 092 - 643 - 3880

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
福岡県警察総合分析システム賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和7年8月27日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達内容

## (1) 調達案件名

福岡県警察総合分析システム賃貸借

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの間

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年9月18日（木曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年8月21日（木曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年9月18日（木曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

#### 10 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

##### (2) 日時

令和7年9月19日（金曜日）午前11時00分

##### (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

#### 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる

担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A leasing contract for Fukuoka Prefectural Police Comprehensive Analysis System
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 P. M. September 18, 2025
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2590)

#### 公告

「盛土規制法に関する技術的基準（案）」について、次のとおり意見を募集します。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 意見募集期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 1 日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部開発・盛土指導課に備え置きます。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字南屋敷7番2の一部、10番1、10番3から10番13まで、44番1及び44番6並びに字北屋敷49番3及び49番7から49番9まで

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C & C

代表取締役 行武 忠孝

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市平井一丁目1010番3の一部、1010番4、1010番5、1011番1、1011番5の一部、1011番7から1011番9まで、1011番11、1078番4の一部、1078番5の一部、1079番1の一部、1079番3、1079番4、1080番1の一部、1081番1の一部及び1606番3の一部並びに田熊1606番1の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区春吉二丁目 8 番 7 - 101号

坂本 光恵

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画公園（令和 7 年 7 月 1 日小郡市告示第110号）

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を令和 7 年 7 月 23 日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮部土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 7 年 9 月 1 日まで	大牟田市役所

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第225号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社 マルハン	代表取締役 韓 浩	マルハン 大川店	京都市上京区出町今 出川上る青龍町 231 番地	福岡県大川市大字幡 保 285 番地
株式会社 マルハン	代表取締役 韓 浩	マルハン 大牟田銀水店	京都市上京区出町今 出川上る青龍町 231 番地	福岡県大牟田市大字 草木 135 番地 1
株式会社 マルハン	代表取締役 韓 浩	マルハン 苅田店	京都市上京区出町今 出川上る青龍町 231 番地	福岡県京都郡苅田町 幸町 5 番地 11
株式会社 マルハン	代表取締役 韓 浩	マルハン 箱崎店	京都市上京区出町今 出川上る青龍町 231 番地	福岡市東区箱崎 7 - 9 - 52
株式会社 マルハン	代表取締役 韓 浩	マルハン 二又瀬店	京都市上京区出町今 出川上る青龍町 231 番地	福岡市東区二又瀬新 町 2 番 5 号
株式会社 マルハン	代表取締役 韓 浩	マルハン 本城店	京都市上京区出町今 出川上る青龍町 231 番地	北九州市八幡西区本 城 4 丁目 8 番 10 号
北九州紫川 開発株式会社	代表取締役 大下 徳裕	リバーウォーク 北九州	北九州市小倉北区室 町 1 丁目 1 番 1 号	北九州市小倉北区室 町 1 丁目 1 番 1 号

## 福岡県公安委員会告示第226号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和 7 年 9 月 24 日（水） 午前10時00分から午後 5 時30分までの間

## (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目 6 番19号 小倉北警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第227号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年8月1日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年9月17日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
令和7年9月18日（木） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
令和7年9月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

## 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 教養効果測定

## 3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

## 福岡県公安委員会告示第228号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和7年8月1日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年10月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年10月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第229号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づ

くクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年8月1日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和7年9月21日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員  
20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第230号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年8月1日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

##### (1) 講習会の日時

令和7年9月7日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の科目

##### (1) クロスボウの所持に関する法令

##### (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

##### (3) 教養効果測定

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

### 福岡県公安委員会告示第232号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、特定免許情報の記録等に係る審査基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年8月1日

福岡県公安委員会

#### 1 意見募集期間

令和7年7月22日から同年8月20日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。

### 福岡県公安委員会告示第235号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年8月1日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
K Gホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目9番33号 中島 洋美	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539番地4	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和7年7月10日